

介護保険事業者における事故発生時の報告にかかる長浜市の取扱いについて

長浜市介護保険課

運用開始	平成 25 年 4 月 1 日
一部改正	令和元年 5 月 1 日
一部改正	令和 2 年 9 月 1 日
一部改正	令和 3 年 2 月 1 日
一部改正	令和 4 年 11 月 1 日

介護サービスの提供により事故が発生した場合、介護サービス事業者は市町村等に連絡を行うこととされています（注）。本市における運用は以下のとおりとします。

（注）国の基準（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）等）に基づき、滋賀県条例、及び長浜市条例等に規定されています。

1. 報告の対象となるサービス

介護保険適用サービス（基準該当サービスを含む。）とする。

2. 報告の対象となる利用者

市の被保険者、及び、本市に所在する施設・事業所の利用者とする。

3. 報告の対象となる事故等

以下のいずれかに該当、又は該当するおそれのある事故等とする。

(1)介護サービスの提供により発生した以下の事故

- ・死亡事故
- ・医療機関での治療（施設内での医療処置を含む。）又は入院を必要とする事故（軽微なものは除く。）
- ・事業所が賠償すべき事故（軽微なものは除く。）

(2)感染症・食中毒等が発生し、保健所に報告が必要となる場合等

(3)従事者の法令違反・不祥事等により、介護サービスの提供に重大な影響がある場合

(4)その他、報告が必要と認められる事故

4. 報告項目

事故報告書様式のとおりとする。

5. 報告手順

事業者は、事故発生後おおむね 5 日以内に、事故報告書を市へ提出するものとする。なお、一度の報告で完了しない場合は、5 日以内に第 1 報を提出したうえで、状況の変化等必要に応じて追加の報告を行うものとする。また、緊急性の高い場合は、報告に先立ち、電話等により速やかに市に連絡するものとする。

6. 市の対応等

次のとおりとする。

- (1)市は、事業者からの事故報告に基づき、速やかに事故の状況把握等を行うとともに、必要に応じて事業者に資料の提出を求め、調査・指導等を行うものとする。
- (2)市は、発生した事故が、滋賀県又は滋賀県国民健康保険団体連合会等において対処する必要があると認めた場合は、状況の報告等を行うものとする。
- (3)市は、発生した事故のデータを分析し、その結果等を事業者に紹介することで、注意喚起及び事故の未然防止を図るものとする。

【参考】 国の基準（訪問介護の例）

① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）

（事故発生時の対応）

第 37 条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

② 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成 11 年老企第 25 号)

(27) 事故発生時の対応

居宅基準第 37 条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、居宅基準第 39 条第 2 項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2 年間保存しなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定訪問介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- ③ 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。